

後期高齢者医療の保険料額決定通知書が 7月中旬に届きます

平成25年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は、

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）

に分かれています。保険料は原則として年金から納めていただくことになっておりますが、健康推進課の窓口で申請することで、特別徴収（年金からの納付）から口座振替に変更することができます。

また、特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっておりますが、納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて便利で安心な口座振替がおすすめです。



平成25年度の保険料軽減措置について お知らせします

後期高齢者医療制度は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。

●均等割の軽減

世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額	軽減割合
33万円以下の世帯	8.5割
被保険者全員の年金収入80万円以下（その他各所得がない）	9割
33万円+24.5万円×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く）	5割
33万円+35万円×被保険者の数	2割

●所得割の軽減

所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は所得割額が5割軽減されます。（例：年金収入のみの場合は、年金収入153万円～211万円まで）

●職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方は、均等割が9割軽減され、所得割の負担はありません。

注意 ※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

